

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	外部講師等の源泉徴収票等法定調書の作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県は、外部講師等の源泉徴収票等法定調書の作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県知事

公表日

令和8年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	外部講師等の源泉徴収票等法定調書の作成事務
②事務の概要	職員及び会計年度任用職員以外の外部講師又は外部委員等に対する支払い、また、不動産の使用に対する支払いについて、法定調書及び給与支払報告書の作成・提出、支払を受ける者への交付を行う。 ①所得税法225条第1項第3号及び第9号に基づいた支払調書の作成及び税務署への提出。 ②所得税法226条第1項に基づいた源泉徴収票の作成及び税務署への提出と支払を受ける者への交付。 ③地方税法317条の6第1項に基づいた給与支払報告書の作成及び市町村への提出。
③システムの名称	源泉徴収支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収支援システム受給者情報(マイナンバー)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口県総務部給与厚生課
②所属長の役職名	給与厚生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口県総務部学事文書課情報公開・文書班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2576
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口県総務部給与厚生課旅費報酬班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-3091
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		総務事務集中化対象所属における外部の個人等の源泉徴収票等を作成する事務(源泉徴収支援システムを利用など)に係る特定個人情報等取扱規程を遵守しており、対策は十分である。具体例としては下記のとおり。 ・個人番号を取得する際は取扱規程に定められた事務フローに従い取得する。 ・委託先にて個人番号を取扱う際は取扱区域内かつ監督下で作業を行う。また、委託先の人員も制限している。 ・委託先へは文書にて作業を依頼し、作業完了後は完了報告書の提出を義務付けている。また、その都度持出記録簿へ記録している。事務取扱担当職員が作業する場合も運用状況記録簿へ記録している。なお、作業は外部ネットワークとは遮断された専用パソコンにおいて実施している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

- [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
- <選択肢>
- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
 - 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
 - 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
 - 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
 - 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
 - 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
 - 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
 - 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

総務事務集中化対象所属における外部の個人等の源泉徴収票等を作成する事務(源泉徴収支援システムを利用など)に係る特定個人情報等取扱規程を遵守しており、対策は十分である。具体例としては下記のとおり。
・特定個人情報等を取り扱う事務を管理する区域を設け、その区域内での取り扱いを徹底している。
・特定個人情報が記録された書類、電子媒体等は施錠できる書庫に保管している。
・システムを利用して個人番号関係事務を行う場合はアクセス制御を行っており、ユーザーIDに付与するアクセス権によりシステムを利用できる者を事務取扱担当者に限定している。また、アクセス権を付与する者を最小化している。

麥更箇所